

令和2年度 事業計画

I 基本方針

総務省統計局の人口推計によると、我が国の総人口は、平成20年の1億2,808万4千人をピークに、減少過程に入り、令和元年6月は1億2,625万2千人と、前年同月比25万8千人の減となっています。他方、65歳以上の高齢者人口は、令和元年6月は3,578万6千人と、前年同月比34万2千人の増となっており、一貫して増加傾向であり、総人口に占める割合は28.0%となっています。

総務省統計局による労働力調査によると、高齢者の就業者数は15年連続して増加傾向であり、平成30年は過去最多の862万人と、前年比55万人の増となっており、15才以上の就業者総数に占める割合は、過去最高の12.9%と前年比0.5%の増となっています。

平成30年2月16日に閣議決定された「高齢社会対策大綱」においても「少子高齢化が急速に進展し人口が減少する中、経済社会の活力を維持するため、全ての年代の人々がその特性・強みをいかし、経済社会の担い手として活躍できるよう環境整備を図る。現在の年金制度に基づく公的年金の支給開始年齢の引上げ等を踏まえ、希望者全員がその意欲と能力に応じて65歳まで働けるよう安定的な雇用の確保を図る。また、65歳を超えても、70代を通じ、またそもそも年齢を判断基準とせず、多くの者に高い就業継続意欲が見られる現況を踏まえ、年齢にかかわらず希望に応じて働き続けることができるよう雇用・就業環境の整備を図る」とされています。

平成30年度、全国では約71万3千人の高齢者（がシルバー人材センターに加入し就労に励んでいます。シルバー人材センターは、高齢者の生きがいの充実、健康維持、高齢者の生活の安定、地域社会の維持・発展、現役世代の下支え、企業等の人手不足の解消といった、重要な役割を担っています。

当センターは、「自主・自立・共働・共助」の基本理念のもと、会員の方々が、長年培った知識や経験を活かし、自らの生きがいの充実と地域社会への貢献に資することができる就業の場を整えるため、次の事業に取り組んでまいります。

II 基本計画

- 1 就業の機会を確保し、及び組織的に提供する事業
- 2 就業機会を確保するために行う大治町の公の施設の指定管理業務
- 3 職業紹介事業
- 4 労働者派遣事業
- 5 就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行う事業
- 6 就業に関する調査研究及び相談を行う事業
- 7 安全かつ適正な就業を推進するために事故防止の啓発等を行う事業
- 8 センターの活動等について周知を図る事業
- 9 その他センターの目的を達成するために必要な事業

Ⅲ 事業計画

1 就業の機会を確保し、及び組織的に提供する事業

- (1) 高齢者に相応しい仕事を、企業、一般家庭及び公共団体等の高齢者の就業についての理解により、確保と拡大に努め、会員一人一人の希望に沿った、公正公平な就業機会の提供に努めます。
- (2) 地域貢献的な事業として、日常生活でちょっとした困りごとで、1人30分未満で出来る軽易な作業をワンコイン=500円でお受けするサービスを実施します。
- (3) 就業開拓のための会員意識調査を行います。

2 就業機会を確保するために行う大治町の公の施設の指定管理業務

大治町総合福祉センター希望の家（『高齢者生きがい活動センター』施設）の指定管理業務の受託により、シルバー事業を推進します。

3 職業紹介事業

通常の請負契約等では対応できない雇用によることが適切であると判断される仕事を、職業紹介で会員に提供します。

4 労働者派遣事業

通常の請負契約等では実施できない仕事について、労働者派遣の形態で受注し、会員に提供します。

5 就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行う事業

- (1) 会員の資質向上や技術・技能の向上を目的とした講習会等を開催します。
- (2) 海部地区内のシルバーで開催される講習会等に参加します。

6 就業に関する調査研究及び相談を行う事業

- (1) 入会説明会を月2回開催し、高齢者からの就業相談に応じます。
- (2) 全国シルバー人材センター事業協会及び関係諸機関等との連携強化を図ります。

7 安全かつ適正な就業を推進するために事故防止の啓発等を行う事業

- (1) 安全・適正就業委員会を開催します。
- (2) 職群別安全リーダーを設置します。
- (3) 安全意識を共有するため、安全標語を募集します。
- (4) 安全・適正就業委員会及び事務局による安全パトロールを強化して実施します。
- (5) 無事故を目指し、草刈作業を石等が飛散しにくい方法に改善します。
- (6) 安全意識の向上のため、安全就業推進強化キャンペーン等を会員へ周知します。
- (7) 愛知県シルバー人材センター連合会主催の安全・適正就業推進員研修会並びに安全・適正就業推進大会へ参加します。

8 センターの活動等について周知を図る事業

- (1) 機関紙「センターnews」を発行します。
- (2) ホームページにより事業活動を周知します。

- (3) 町広報誌「広報おおはる」を有効に活用します。
- (4) 会員募集チラシを回覧します。
- (5) 会員紹介運動を実施します。
- (6) 会員及び役員による口コミ運動を推進します。

9 その他センターの目的を達成するために必要な事業

- (1) ボランティア活動を実施します。
- (2) 会員交流会を年2回実施します。
- (3) ふれあい交流会並びに事業PR活動を実施します。
- (4) 女性委員会による認知症予防体操を実施します。
- (5) 女性委員会による料理講習会を実施します。
- (6) 女性委員会による生活支援講習会を実施します。
- (7) 就業・会員拡大委員会の手芸班による活動を毎月実施します。
- (8) 生活支援協議会に参加し町内の福祉団体との連携を強化します。